

令和 7 年 度 施 工

工 事 説 明 書

工事名 北幹線太平地区整備工事（耐震化）その4 工0008

令和 7年 5月 単価適用

札幌市 水道局 給水部 工事課

特記仕様書

1. 工期設定について

工期および冬期日数の変更

通常工期：令和7年6月25日から令和8年1月20日まで（冬期日数81日）

工期には施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

- (1) 着手準備期間：20日間
- (2) しゅん工準備期間：49日間
- (3) 雨天、休日等：54日間

休日とは土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇をいう。

2. 中間技術検査について

本工事は、中間技術検査の対象工事とする。また、中間技術検査の詳細については別途監督員の指示による。

3. 諸法令の遵守について（土木工事共通仕様書の諸法令の遵守及び官公庁等への手続等）

- (1) 受注者は、法令等の適用運用に当り、本工事に適用となる法令等を特定した上でその一覧を施工計画書に明示し監督員へ提出すること。
- (2) 適用となる法令等の届出等の実施に当っては、事前に届出書等（写し）を施工計画書に明示し監督員へ提出すること。
- (3) 届出書等に対する許可書等（写し）は「工事施工協議簿又は工事月報」に添付し監督員へ報告すること。

4. 分別解体等及び再資源化がある工事について

請負代金額が500万円以上の工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律が適用され、契約書に解体費用等の明記及び内容協議等の手続きが必要となるので留意すること。

5. 法定外の労務保険の付保について

- 1) 受注者は契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」を締結しなければならない。契約締結時において「法定外の労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着手の前に締結すること。
- 2) 受注者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しを、工事着手の前に、工事監督員へ提出すること。

6. 札幌市水道局建設工事請負契約約款第58条について

上記に基づき付す保険は、工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補する請負業者損害賠償責任保険とする。保険期間は、現場着手日からしゅん功日までを含むこと。

7. 交通誘導警備員の資格について

- (1) 本工事は、市街地（人口集中地区（DID地区）及びこれに準じる地区）及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線における工事現場であるため、配置する交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であって、下表に示す交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者を配置すること。

特 記 仕 様 書

1. 工期設定について

通常工期：令和 7 年 7 月 2 日から令和 8 年 1 月 27 日まで（冬期日数 88 日）
工期には施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

- (1) 着手準備期間：20 日間
- (2) しゅん工準備期間：49 日間
- (3) 雨天、休日等：54 日間

休日とは土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇をいう。

2. 中間技術検査について

本工事は、中間技術検査の対象工事とする。また、中間技術検査の詳細については別途監督員の指示による。

3. 諸法令の遵守について（土木工事共通仕様書の諸法令の遵守及び官公庁等への手続等）

- (1) 受注者は、法令等の適用運用に当り、本工事に適用となる法令等を特定した上でその一覧を施工計画書に明示し監督員へ提出すること。
- (2) 適用となる法令等の届出等の実施に当っては、事前に届出書等（写し）を施工計画書に明示し監督員へ提出すること。
- (3) 届出書等に対する許可書等（写し）は「工事施工協議簿又は工事月報」に添付し監督員へ報告すること。

4. 分別解体等及び再資源化がある工事について

請負代金額が 500 万円以上の工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律が適用され、契約書に解体費用等の明記及び内容協議等の手続きが必要となるので留意すること。

5. 法定外の労務保険の付保について

- 1) 受注者は契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」を締結しなければならない。契約締結時において「法定外の労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着手の前に締結すること。
- 2) 受注者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しを、工事着手の前に、工事監督員へ提出すること。

6. 札幌市水道局建設工事請負契約約款第 5 8 条について

上記に基づき付す保険は、工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補する請負業者損害賠償責任保険とする。保険期間は、現場着手日からしゅん功日までを含むこと。

7. 交通誘導警備員の資格について

- (1) 本工事は、市街地（人口集中地区（DID 地区）及びこれに準じる地区）及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線における工事現場であるため、配置する交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であって、下表に示す交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格者を配置すること。